

庁舎整備手法等専門会議設置要綱

(設置)

第1条 庁舎建設の整備手法等を検討するため、庁舎整備手法等専門会議（以下「専門会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 庁舎建設の整備手法等に関する事項
- (2) 八千代市庁舎整備手法等検討調査業務委託の内容に関する事項
- (3) その他庁舎整備に必要な事項

(組織)

第3条 専門会議は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共施設等の建築物に関する研究分野に学識経験を有する者
- (2) 公共施設の民間活用に関する政策等に学識経験を有する者
- (3) 公共施設等の資金調達等に関する金融知識を有する者
- (4) その他公共施設等の整備に関する学識経験を有する者

2 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

3 専門会議に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、専門会議を総理し、専門会議を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、その進行を行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 専門会議は、必要に応じて会議への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 委員長は、専門会議における検討結果を取りまとめ、市長に報告する。

(庶務)

第6条 専門会議の庶務は、庁舎総合整備課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営に関し必要な事項は、委員長が専門会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月20日から施行し、平成30年3月31日限り、その効力を失う。